

小中一貫教育制度（義務教育学校）の概要

I. 学校教育法の改正

「小中一貫教育」は平成15年より国において検討が行われ、平成27年（平成28年4月1日施行）に学校教育法が改正されました。

年	中心となる 答申や法律	主な内容
平成15年	中央教育審議会答申	義務教育の目的を明確にする必要性
平成17年	中央教育審議会答申	9年制の義務教育学校の設置の可能性 カリキュラム区分の弾力化
平成18年	教育基本法改正	義務教育の目的を明確化
平成27年	学校教育法改正	小中一貫教育の中で9年間にわたる義務教育の形

また、平成28年12月に策定した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」において、改正した学校教育法について、はじめに以下のように示されています。

しかしながら、小中一貫教育の導入自体が目的でないことは言うまでもありません。（中略）大切なことは、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高めることであり、そのためには、新たに導入を希望する設置者に対するソフト面での支援が重要になってくると考えています。

出典：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引

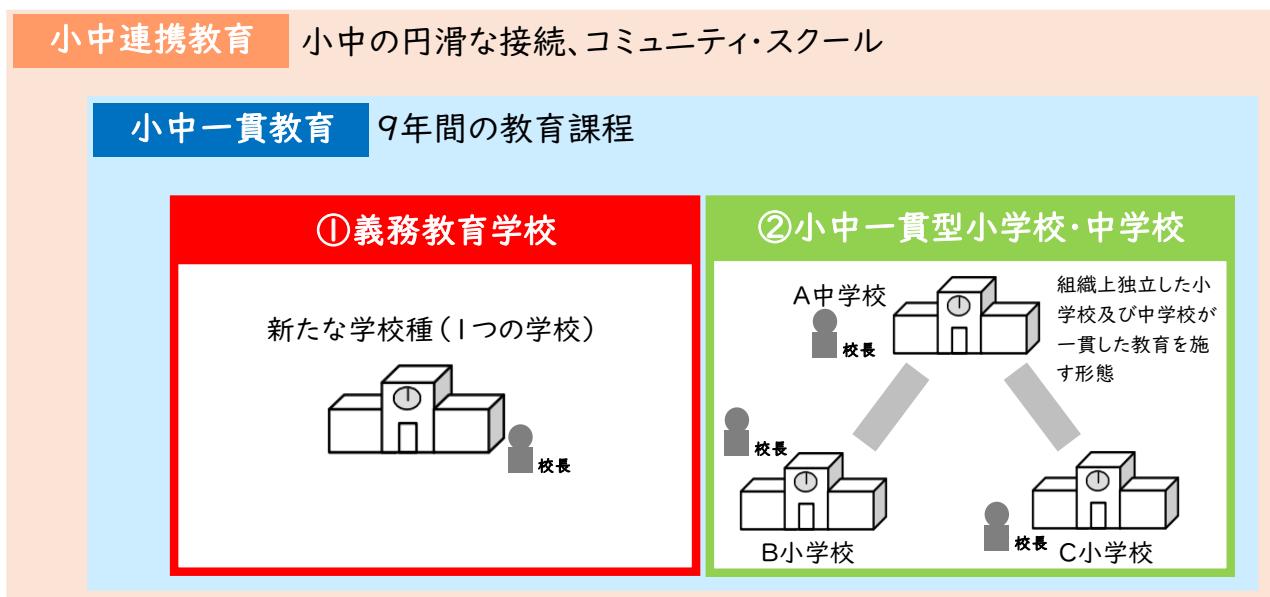
2. 小中一貫教育が求められる背景

学校教育法が改正され、小中一貫教育が求められるようになった背景として、時代の変化とともに、以下の5つに挙げられる課題が発生したためです。

- ① 少子化による児童の減少
- ② 児童生徒の発育の早期化
- ③ 不登校・いじめ等の急増、「中1」ギャップへの対応
- ④ 教育内容の質的・量的充実への対応
- ⑤ 教員不足への対応

3. 小中一貫教育制度について

小中一貫教育については学校教育法の改正によって、地域の実情に即した多様な取組が行われてきた状況を踏まえて、大きく2つの形態を制度化することになりました。



出典:小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引より加工

4. 小中一貫教育制度の特徴

1) 義務教育学校・小中一貫型小・中学校と公立小中学校との違い

	義務教育学校	小中一貫型小・中学校 (中学校併設型小学校・ 小学校併設型中学校)	従来の公立小中学校
教育目標	一貫した教育目標で指導	各小中学校で異なる	
教育課程 (履修)	9年間を見通し、柔軟に設定可能	各小中学校で、 それぞれ定めている	
学年の 区分	「4-3-2」制／「5-4」制 など	「小学校6年-中学校3年」制	
教員組織	校長1名、 1つの職員組織	各学校に校長1名、 独立した職員組織	
学校施設	一体型・隣接型・分離型	独立	

2) 義務教育学校の利点

① 教員組織の一体化による児童生徒への継続的な指導

・一人の校長のもと、一つの教職員組織が機能し、前期課程（小学校に相当）・後期課程（中学校に相当）の教職員が連携しながら義務教育課程の児童生徒の指導に当たることで、児童生徒それぞれの課題に応じた、長期的な指導が可能となります。小学校期を担当した教職員の存在は、児童生徒の安心感につながるとともに、児童生徒に係る情報が適宜共有されることで、小学校から中学校への接続が円滑化され、いわゆる中一ギャップによる不登校等の軽減も期待できます。

② 専門性を生かした「教科担任制」の導入

・教員の持つ免許や専門性に応じて、後期課程を担当する教員が1～6年生を教えるような乗り入れ授業や、低学年のうちから教科担任制をとることも可能になります。より分かりやすく質の高い授業によって、子どもの学習内容の理解が高まり、学力向上につながるとともに、後期課程への円滑な接続が期待できます。また、異なる指導スタイルの教員と関わる機会が増えることで、子どもの学習意欲の向上も期待されます。

③ 系統性・連続性を意識した柔軟なカリキュラム設定

・義務教育学校では、小中学校の学習指導要領を準用し、義務教育9年間を見通した学校教育目標の設定や、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施することとなります。9年間の教育課程は、基本的には「前期課程」と「後期課程」に分けられますが、「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能となります。また、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間での指導内容の入替え、前倒し等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者である市の判断で実施することが認められています。

④ 異学年交流の活発化

・1年生から9年生までの児童生徒が、学校行事などを通して異学年交流をすることにより、下級生への思いやりの心や規範意識、上級生へのあこがれの気持ちなどが醸成され、精神的な成長や社会性の育成が期待できます。

3) 義務教育学校の課題と対策

① 小学校卒業の達成感の物足りなさ

・小学校卒業が失われることから、達成感・充実感の欠如が、あるいは、中学校へ進学する期待感がやや弱いものになることが懸念されます。ただし、前期課程修了時に卒業式に代わる修了式を実施したり、学年区分の工夫によりステージ制を導入し、後期課程のスタートの式や中学2年時の立志式等を位置づけたりするなどして、児童生徒の意識を高めることができます。

② 中学校入学時における新たな出会いの減少

・中学校入学時における新たな出会いの機会が減少します。ただし、学校規模の適正化を図ることで、クラス替えの実施が可能となります。これにより、新たな出会いが生まれ、多様な意見に触れながら社会性やコミュニケーション能力を身に付け、互いに切磋琢磨できる学びが期待できます。

③ リーダーシップや自主性を育む機会の減少

・主に、小学校高学年が担ってきた学校リーダー的な位置づけに変化が生じます。ただし、ステージ制導入によるリーダー学年の設定や、異学年交流活動等のリーダーを6年時に位置付けるなど、様々な工夫が考えられます。さらに、後期課程（中学）生徒のリーダーシップを身近に感じる生活ができ、学ぶ機会は多くなります。

④ 転校時の対応

・義務教育学校では、柔軟なカリキュラム設定が認められていることから、児童生徒の転入・転出時に、未履修の内容が生じる可能性があります。当該校同士が連携を密にし、受入校で適切な対応をとるなど、配慮が必要です。